

## 建設水道常任委員会記録

令和2年 第4回定例会		
1 日	時	令和2年7月22日（水） 午前10時00分 開会 午前11時47分 閉会
2 場	所	議場
3 出席委員		関 口 正 一 委員長 佐 藤 誠 副委員長 橋 本 修 委員 大 貫 桂 一 委員 石 川 さやか 委員 鈴 木 毅 委員
4 欠席委員		なし
5 委員外出席者		なし
6 説明員		別紙のとおり
7 事務局職員		小 杉 課長 半 田 書記
8 会議の概要		別紙のとおり
9 傍聴者		なし

建設水道常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
都市建設部	都市建設部長	茂 呂 久 雄	8名
	建設監理課長	藤 野 元 宏	
	土木課長	福 田 哲 也	
	維持課長	上 澤 均	
	建築指導課長	奈 良 勉	
	建築指導課建築指導係長	高 久 和 隆	
	建設監理課路政係長	宇 賀 神 喜 紀	
	維持課道路維持係長	直 井 誠 司	
水道部	水道部長	木 村 正 人	8名
	水道業務課長	塩 澤 昌 宏	
	水道業務課総務係長	金 子 真 理	
	水道業務課料金係長	竹 澤 弘 美	
	水道施設課長	福 田 光 広	
	水道施設課長補佐兼施設係長	関 口 正 視	
	水道施設課水源係長	大 川 秀 一	
	水道施設課給水係長	鈴 木 久 夫	
合計			16名

## 建設水道常任委員会 審査事項

- 1 認定第 1 号 令和元年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について
- 2 議案第 4 1 号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号））
- 3 議案第 5 2 号 令和元年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 4 議案第 5 3 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 5 議案第 5 7 号 市道路線の廃止について
- 6 議案第 5 8 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について
- 7 請願第 1 号 当家所有地と北側に位置する市都市建設部管理の国有地（境界）との境界確定の件

## 令和2年第4回定例会 建設水道常任委員会概要

○関口委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭をお願いいたします。

また、今回は、議場の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来の出席者の2分の1以下としております。

このため、審査は部局ごと、議案順で行っており、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

暑くなりましたら、どうぞ上着を脱いでいただいても、結構でございます。

それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、認定1件、議案5件、請願1件であります。

それでは、まず、都市建設部関連議案等の審査を行います。

請願第1号 当家所有地と北側に位置する市都市建設部管理の国有地（境界）との境界 確定の件につきましては、請願の趣旨を述べるため、請願者にお越しいただいておりますので、はじめに、請願第1号を審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

次に、紹介議員の鈴木毅議員から、「除斥する」との申し入れがありましたので、許可いたします。

なお、この請願について、委員会からの説明を求める場合は、出席を許可します。

暫時議員控室での待機を求めます。

（鈴木毅委員退席）

（「聞こえない、聞こえない」と言う者あり）

○佐藤委員 なんで聞こえないのですか、これ、どうなっているのですか。

（「マイクが入ってない」と言う者あり）

○関口委員長 音、どうなっているの。

○佐藤委員 いや、聞こえないって、俺も、だって、ここにいても聞こえないのだから。

（「全然聞こえない」と言う者あり）

○関口委員長 すみません、どうも。申し訳ない。

それでは、請願第1号 当家所有地と北側に位置する市都市建設部管理の国有地（境界）との境界確定を求め。

○佐藤委員 聞こえないですね。そもそも大きい声でしゃべってもらっていいですか。

○関口委員長 を求める請願を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、請願者である鹿沼市三幸町、松島祥訓様にお越しいただいておりますので、請願人の入場をお願いいたします。

（請願人入場）

○関口委員長 松島祥訓様、大変ご苦労様です。

それでは、請願第1号 当家所有地と北側に位置する市都市建設部管理の国有地（境界）との境界確定を求める請願について、松島様から、趣旨の説明をお願いいたします。

なお、趣旨説明は、進行上の都合上、5分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 大丈夫です。延びても平気です。

○請願人 本日は、時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、紹介がありました松島と申します。

では、ただいまから説明をさせていただきます。

奥にありますホワイトボードを使わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、請願のタイトルにありますように、土地の問題です、これは。

それで、順番にお話をしてまいりますけれども、発端は、昭和56年にありました道路の拡幅工事、これに由来をいたします。

簡単に申し上げますと、私の家、それから、ここにはお寺があるので、皆さん、知っているかと思いますが、こちらが墓地ということになります。

それで、行われた道路の工事、拡幅工事、それはこちらですね。車1台しか通れなかったのですが、それが6メートルになりました。

それも消防車が通れないということで、町内をお願いをしております、町内からお願いをして、4.5メートル、消防車が通れるという形で拡幅されました。

それで、そういうふうにして、工事が行われますと、既に、資料のほうお渡しになっていると思いますが、資料の3のところにありますように、市役所さんのほうで、これは工事をする前に丈量図、こういうものがつくられております。

そういうものをつくった後、工事が終わりますと、当然ながら、拡幅のために、こちらのほうですね。こういうふうに道路が削られます。

削られた道路につきましては、当然、法務局に、宇都宮法務局のほうにありますけれども、図面のほうが登記されます。

こちらのほうは。

（「マイクで」と言う者あり）

○請願人 すみません、こちらのほう、北のほうが2カ所、東のほうも2カ所、計4枚の地積測量図というのがつくられました。

これは市役所さんで、登記をされております。ここに4枚ありますけれども。

この4枚、登記されたのですが、最初は、北側の1軒、私どもの家ですね。住んでいなかったの、あまり問題も何もありませんでした。

ところが、平成になりましてから、こちらの方が住むようになりまして、境界が、どうも越えて私のほうに入ってきているということが見受けられました。

そういうこともありまして、図面をもとに、私のほうで、有識者というとおかしいですけども、非常に知識のある者、それから測量士、そういう者に、ちょっと調査を頼みました。

それで、調査を頼んだところ、正式な材料はなかったのですが、こちらのほうの地図を見て、専門家の人が見ると、図面と合っているかどうかというのは、すぐわか

るということなのです。

例えば、側溝の枚数、1枚 50センチだそうです。それで、ブロックは 40センチですか。ですから、こういうことから大体わかる。

それで、市役所さんのつくられた、こちらの測量図ですね、地積測量図、こちらと合わせると「全然合わないね」ということになりましたので、そういうことになりましたので、私のほうで、正式に測量を依頼しました。

測量したときには、私どもと、その北隣の方、こちらのほうの了解を得て、両方とも、了解立ち会いのもとに、測量図をつくりました。

それで、測量図をつくりまして、その結果、見てみますと、例えば、北のこの、東側の2軒、これは今日、実は追加で、資料をお持ちしたのですが、今日の資料追加は認められないということで、お見せすることはできないのですけれども、こちらとこちらの北から南まで、50メートルあるのです。

ところが、市役所さんのつくられた土地測量図、それでいきますと、45メートルしかありません。

つまり、この、縦の線ですね、ここでぴったり5メートル差があるということですね。

何で5メートルも違うのでしょうか。1割も違うということですね。

それから、もう1点、こちらの北側を見てみますと、この北側のところに、図面の数字が入っているのですけれども、こちらのほうの幅ですね。これ市役所さんがつくった地図、地積測量図ですね、『20.6メートル』あります。

ところが、こちらは、この方は、昭和 46 年に異動がありまして、こちらの方の土地になっているのですね。

それで、昭和 35 年に法律が変わりまして、35 年以降については、地積測量図というものが添付されないと、だめということになっておりまして、結果的に、こちらのほうの土地については、縦・横ともに、はっきりした数字が入っております。

ですけれども、こちらのほうが『20.6』ということになりますと、この、こちらの方の土地、それが登記された時の場所として、そこにブロック塀があるのです。

それで、両方ともこのブロック塀が境界だと言っているのですけれども、市役所さんが言ったものに比べて、担当の者、調査の者が見てみますと、「16.8 しかないよ」、つまりここが、市役所さんは『20.6』で登記していますが、実際は『16.8』しかありませんということになります。

ということで、そうしますと、こちらの土地は、こちらの土地から分筆された、分かれた土地ですね。

そうしますと、こちらにくっついたところで、場所が変わってきてしまうのですね。

それで、もし、『20.6』ですと、隣の家にも家があるのですけれども、そちらの家の玄関先までいってしまうのですね。

ということは、こちらの方が、市役所さんの図面どおり権利を主張しますと、今、隣の家では、新しい家が建っているのですが、「その玄関先まで私の土地だよ」と、そういうふうな主張になります。

ところが、両方とも、「実際はこっちで合っていますよ」と言っているのです。お二方とも、この『16.8』が合っていると言うのに、市役所さんの土地は『20.6』だよという

ことになるのですね。

ですから、非常に疑問点が多いので、私のほうで、正式に測量図をつくった、こちらの図面が皆さん方のところにあるかと思えます。

ここが、例えば、家が、これは 50 メートルあるのですが、市役所さんの図面ですと、45 メートルしかない。大分違うのですね。

それで、先ほど言いましたように、こちらの土地というのは、昭和 35 年以降に異動がありましたので、正式な地積測量図があります。ここにありますが、ちょっと皆さん方のお手元には届いてないのですが、もし、ご覧になりたい方は、私のところにあります。

こういうことで、縦も横も疑問点が多すぎるということで、私は、たまたま会社として、部門は違うのですが、年間 4、500 戸の土地、建物をやっている会社にいたのですね。

ですから、その専門家の者、それから社員で測量士の資格を持つ者、それから出入りしている土地家屋調査士、それから、たまたま、よくいるのですが、下請会社で、役所のOBの方、道路建築に詳しい方がいましたので、その方に言って、「じゃあ、どれが本当の形になるんだろうか」ということで、シミュレーションをして、つくった図面が、添付資料の5です。

ですから、本来、こちらの図面について、現状と大分違うのですけれども、5番の資料を見ていただくとわかりますように、大きく違うのは、どこが違うかということ、ここが違うのですね。

つまり、ここが『16.8』になっていますので、こちらのほうが、ここが国有地ですね、ここには市道がもう既にあります。地図でそういうふうに描いてあるかと思うのですが、こういうことで、5番の地図を見ますと、今の地図、これが大分、市役所さんのつくったものと異なるというか、全然違う。

はっきり言って、市役所のOBの方、いたのですけれども、「こんな地図は見たことない」ということですね。

それから、もし、そちらの方が、どうしても『20.6』だというふうに権利を主張すると、これはとんでもないことになります。

ということで、それが、皆さん方にお配りした図面のほうになるのですが、市役所さんをお願いをして、立ち会いをお願いをしました。

それで、立ち会いをお願いしたのですけれども、そのときに、相手のほうから、立ち会いというのは、この2つで、どこかというふうに話をしようというふうにしたのですけれども、私どもの土地の市役所さんのつくった土地、これは地積測量図以外に、こちらに入ってくる線を見ますと、私どもの住宅の真下に青地があるのですね。

図面で見ると、古い図面、わかるかな、ちょっとそちらには、皆さんに配ってないかもしれない、こちらにあるのですけれども。

そういうふうな図面になりまして、「私の土地は、何、下に青地があるのか」と、そういう話になってしまう。

ただ、市役所さんは、おかしいというのはわかりまして、私の出した図面どおり、「ここじゃないですか」というふうに、かなりの方に言っていただけたのですが、「いや、市

役所さんの地図は全然違うよ」という話になりまして、平成7年に、市役所さんの担当者に来ていただいて、やったのですけれども、話はまとまりませんでした。

それはそうですよね。市役所さんのつくった地図は、私の家の真下を青地、国有地が通っているのです、そういう地図です。

ということで、それについて、市役所さんとやりとりをしている後で、平成7年の後半、暮れになりまして、こちらのほうが新築するということになりました。

それで、家を新築するということになると、当然、隣地境界ということで、隣あわせの土地の確認をしないといけない、そういうことになりまして、私と、それから、こちらの工事を請け負った積水さん、それからお隣さんがいますけれども、それで確認をしまして、ここに杭が入りました、ここですね。

それが、皆さんの資料の5の写真のコピーです。それが平成8年までに新築したので、はい、はっきりした形で、境界、杭が入ったということになります。

それで、私どものほうは、前の土地を見ていただくと、工事前に、ここに私どもの土地があったという形がありますが、そこには大きな標識が入っていたのですね。

お隣が墓地で、墓地からもらったのかどうか分かりませんが、15センチ四方ぐらいの大きな標識がありまして、市役所さんで、多分工事やる前に写真や何か、全部とっていると思うのですね。

それで、私は「それを見せてくれ」と何回もお願いしたのです。私の土地の境界を、多分、写真に残っているはずだと、そういうことをお願いしたのですが、残念ながら見せてもらえておりません。

普通の境界を示す境界杭とは違って、もっと大きなやつです。近所の方からは「お墓から盗んできたの」なんて冗談を言われたりしましたけれども、大きな、15センチぐらいの、3分の1は欠けています、標識がありましたけれども、工事で、それは当然ながら、位置替えになった場合には入れていただくというのが前提ですが、残念ながら、市役所さんで、その形を、その石を入れてもらうことはできてない。

ですから、今のところ、この辺のところはぐちゃぐちゃになっています。

そういうことで、皆さんの力を借りて、私どもの調査メンバーの力を借りてつくったのが、1の5。

今までの市役所さんのつくった図面、それから、測量士さんの測量図、そういうものを合わせますと、1の5ということになるのだろうということです。

ですから、その辺は、皆さん方、どういうふうに判断いただけるかわかりません。

それで、問題なのは、私どもで今日お願いしたのは、ここですね。

ここは青地ですから、ここのは幅があるのですね。

市役所さんからは、幅のほうは、こちらのほうが1.3というふうに描いた地図をいただいております。建築士さんがつくった図面ですね。

それで、こちらのそれ以外のところ、ここが1.3ということで、この幅ですね。

つまり、ここはもう既に手が入っているわけですから、なかなか隣の方とお話ができないのですが、ここが青地だとしますと、もう既に、ここは決まっているということで、「私どもの北側、青地の南側をちゃんと決めてくださいよ」というのが、今回の趣旨です。

お隣さんとは、いろいろ話をしていますが、市役所さんが、こう言った、ああ言ったということが多くて、話が進んでおりません。

その辺はちょっと残念なのですが、代が変わったから、境界も全部やり直すという話ではなくて、1回決めればそれでいいわけですから、それで話を進めていきたいというふうに思っております。

それで、問題は、これをそのままにしておいたときに、どういうことになるかということですね。

それは皆さん、おわかりだと思うのですが、この3軒について、これだけ違うと、土地の異動はできません、3軒とも。私どもだけではありません。

これは法律的に、買って、地積測量図というのが必要になりますけれども、周りが全部オーケーしないと、土地が決まらないのです。

ですから、このままにしておきますと、私どもだけではないのです。こちらの方もできません。

それで、こちらの方も、ここが決まらないとできないですね。

これを『16.8』という前提で考えています。図面も『16.8』で、私ども考えているのですが、こういうふうに、この市役所さんが『20.6』と書いた理由はわかりますよ。

わかる理由というのは、皆さん、頭の回転速い人、よくわかると思うのですが、こちらが『16.8』で、こちらの、もともとの土地は15メートルなのですね。

それで、こちらが3.8なのです。国有地と市の道路がですね、それで引き算、足し算するとわかりますように、要は、土地を『20.6』にした理由というのは、国有地と市有地を省いて、この方の土地を道路までもっていつてしまおう、そういうことで、こちらの方も知らないわけですから、ある意味『20.6』というのが書いてあるの。勝手に『20.6』ということで、市役所さんで登記をしてしまったのではないかというのが、私どもが頼んだ専門家チームの見解です。

○関口委員長 要件を、すみませんけれども、まとめてください。

○請願人 はい。そういうことで、私ども3軒ともに、今のままですと、土地の異動ができなくて、大変困る状況になりますので、これは資料が全部あります。宇都宮の登記所の中に。

それをもとに、ちゃんとした形で、土地の境界、権利状況をまとめていただきたいということで、ここは決まっていますので、ここを決めていただければ、当然これが前提になりますから、それではっきりするかと思います。

ということでのお願いが、今日の一番の趣旨でございます。

以上でございます。何か質問があれば、何でもどうぞ。

○関口委員長 ありがとうございます。

では、請願人に説明をしたい人はお願いしたいと思います。

○請願人 よろしいでしょうか。

何か打診があれば、なんなりと。資料はありますので。

○関口委員長 請願の確認はよろしいでしょうか。

○佐藤委員 質問ということですか。質問があれば。

○請願人 もし、関連する資料で見たいものがあれば、手元に全部持ってきております。

まだ、マシンにも入ってますので、お見せすることはできますけれども。

はい、どうぞ。

○佐藤委員 ありがとうございます。座ったままで失礼します。

請願人におかれましては、こういった問題がある土地を、そもそも取得するときに、キャリアが、どうやらそういったものにお詳しいところに携わっているという話ですので、そういった、いろいろ、複雑な課題や矛盾というのがあるというのを御存じの上で、その土地は取得されたのでしょうか。

○請願人 いや、私の土地は戦前から持っている土地で、先ほど申し上げましたように、昭和 35 年に法律が変わって、この地積測量図というのが、添付が必要になったのですが、それに該当する土地はこちらだけです。

こちらは、法務局の記録、表題部によりますと、昭和 46 年に相続で、こちらの方の所有になっております。

そちらとこちらについては、それ以前から保持しておりますので、地積測量図はありません。

旧市内では、7割から8割が、そういう戦前から古い所有になっておりまして、地積測量図はないそうです。

逆に新しい土地は、皆さん持ってますけれども。

それで、私が住んでいる土地の裏の反対側は、昔いた会社で開発をしましたので、全部そういうところは、地積測量図が明確になっております。

だから、私の土地は、戦前から持っていますので、地積測量図というのはありません。

ただ、こちらに、こちらの土地を分割であげることになったときに、立ち会いをして、そのときに、この境界石、これは入っているのですよ。

それは残念ながら、工事のときにとられてしまっって、本当は移さなくてはいけないのが、移されていない。

ですから、はっきりしてないということで、その辺が問題としてはあります。

○関口委員長 はい、ありがとうございます。

○請願人 はい。

○関口委員長 説明は終わりました。

○請願人 はい、どうぞ。

○佐藤委員 提出されました、その資料5というものが、請願人のいろいろな人脈や知識とかを動員して、できた主張だということなのでしょうが、恐らくそれは、個人的にはとても合理的で、専門的に、ちょっと裏付けのあるものだと、私は思っていますが、ただ、それ自体が、公的に正しい主張であるという、まだ、どこかから認定を受けたわけではあるのでしょうか。

○請願人 それはないです。

○佐藤委員 はい。

○請願人 それはあくまでも、いろんな資料をもとに、専門家がつくった資料です。

ただ、第三者的に、決まった部分というのがあります。

当然、こちらの、これはお隣さんが測量図ありますので、これは決まりですね。

それから、ここも決まっております。

それから、こちらが、この時点ではなくて、後になって、まあ十数年前ですが、こちらの方との協議で決まっております、正式な図面ができております。

ですから、この3つについては、もうはっきりしております。

これは道路ですから、道路もこれは、まあはっきりしております。

ですから、問題点としては、この『20.6』、『16.8』、これをはっきりさせれば、こちらのほうは地積測量図があるので、結果的に明確になります。

それで、こちらのほうも途中まではね、はっきりしてはいますが、何分にも、これをこれで見ますと、私どものマンホールの蓋が、この外にあるのですよね、大分。

ですから、私どもは、下水で何かあっても、自分の土地として、メンテナンスすることはできないですね、今のところ。

工事が終わって、家が建ってから、図面を描いております、市役所さんは。

それなのに、私どもの下水のマンホール、それが私の土地に入っていない。何なんでしょうね。その辺が、非常に疑問です。

○関口委員長 説明は短くお願いします。

○請願人 はい。

一応、そんな内容ですが、ほかに。よろしいですか。

○関口委員長 では、ないようですので、請願人の方は終わりしたいと思います。

○請願人 どうもありがとうございました。

○関口委員長 請願人の退席を求めます。ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

○請願人 長時間ありがとうございました。

(請願人退席)

○佐藤委員 委員長、ここで休憩の動議を、いや、休憩を暫時していただくことを求めます。

○関口委員長 休憩。

○佐藤委員 はい。

○関口委員長 では、暫時休憩したいと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。

(「再開時間は」と言う者あり)

○関口委員長 再開は。

○佐藤委員 10分ぐらいお願いします。

○関口委員長 では、10分間休憩といたします。

(午前10時29分)

(午前10時40分)

○関口委員長 次に、紹介議員の鈴木毅委員に説明を求めることはありますか。

○佐藤委員 あります。

○関口委員長 では、わかりました。

それでは、鈴木委員の議場への入場を許可します。

(鈴木毅委員入場)

○関口委員長 それでは、鈴木委員、もう一度鈴木委員に説明を求める内容の質問をお願い

いたします。佐藤副委員長。

○佐藤委員 先にいくつか聞くことをちょっと置いて、1個ずつ聞くのですけれども。

鈴木委員は、今回の請願の紹介議員になる、こういった経緯から、こういった紹介議員になったかというのを1つと。

あと、先に言ってほしいなと思って、この請願が仮に採択された場合、専門家として、どうなっていくかと思うかと。

不採択だった場合も、どうなっていくかと思うのと。

この請願と全く切り離されて、客観的に鈴木毅議員が、この問題は、どうしていきべきかというのを聞いていきたいので、まず最初に、請願の紹介議員になった経緯を教えてください。

○関口委員長 鈴木委員。

○鈴木毅委員 まず、これきっかけは、たまたまこの問題を、皆さんの添付書類に入っている現況測量図がちょっと入っていたと思うのですけれども、そこの入った業者が、それは測量士の方だったのですね。

それで、測量士だと、最終的に境界問題になったときには、実は入れないのです。

あくまでも、境界を決める決めないの判断基準というのは、最終的には土地家屋調査士なもので、現況をただ単に測るだけの測量士と、ただ、最終的に、法務局とやり合うことができるのが土地家屋調査士なので、そういった形で、その測量屋さんから紹介を受けて、松島さんのところの話聞いた、そういう過程であります。

○関口委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

では、続けて、先ほど言った質問聞きますけれども、この際、請願が採択になった場合、プロの観点から、議員としても、その土地のプロとしても、どうなっていくというふうな読みをされていますか。

それで、逆に、通らなかった場合、どうなるか、お願いします。

○関口委員長 手を挙げて言ってください。鈴木委員。

○鈴木毅委員 まず、通った場合の話ですね。通った場合というのは、これは片側同意という形になりますので、要は青地の松島さんだけの境界が、多分暫定的に決まるということでしょうけれども、それで決まって、その後、最終的に松島さん側は、地積更正登記というのをしないと、要は土地の筆は全部決まらないのです。あくまでも、官民が一時的に決まったというだけなのです。

それを第三者対抗要件として備えるには、最終的には、松島さん側は、その法務局に対して、更正登記というのを申請しないと、僕はその後、多分、いろいろ問題になるのではないのかと。

というのは、境界、その協定というのは、やり直しが利くのです。何回でもやり直しができる、お互い同意すれば。そういうことになります。

それを、ひっくり返さないようにするには、僕は地積更正なのかなというふうには思いますね。

わかります？佐藤さん。

- 佐藤委員 わかってきました。
- 鈴木毅委員 わかってきました？
- 佐藤委員 大丈夫です。そんな感じで大丈夫です。
- 鈴木毅委員 それで、もし決まらない場合、決まらない場合は、やはり前にも、ちょっと、前日も説明しましたとおり、今いろんな法務局も手続として、筆界特定という制度があります。

この場合は、官民なので、筆界特定になると思いますから、そういった手続を援用すればいいのですけれども、この間も、それも話したとおり、やはりその、やっぱりまだ、時間とお金がかかります。

それで、僕は、あまり引き受けたくは、正直、ないのですね。やっぱり、2年ぐらいかかってしまうから、忘れた頃に、また、仕事をするような形になってしまいますからね。標準処理期間というの、これ何でも役所というのはあるのですけれども、法務局に対して、それが1年後、2年後になってくると、僕もほら、やっぱりほかの仕事もありますからね、あまりやりたがらないと、僕は思うのですけれども、だから、そういった方法でやるしかないのかなと。

あとは、筆界特定か、松島さんの考えによっては、あとはその境界確定訴訟というのもあります。

筆界特定のいいところというのは、この間も説明したとおり、裁判による一步手前のことをやるだけです。

それで、それをその、では逆にまた、筆界特定出したけれども、法務局の判断はこうだよと、筆界は、境界がここだよとなったとしても、納得しなければ、そのまま筆界確定訴訟と、要は裁判によることも可能なのです。

ただ、年間、僕が覚えているのは、平成28年度前後で、大体100件ぐらい筆界特定出されていて、そのうちの3件ぐらいは裁判やったのも、僕聞いています。

しかし、裁判の結果は、筆界特定をそのまま用いる裁判所の、裁判所の判断してからです、あまり意味ないのかなと、僕思っていますので、だから、それは松島さんが最終的にどう判断するかは、僕はわからないのですけれども、頼まれれば、断るかもしれないのですけれどもね、一応、そんな流れかな。

- 関口委員長 佐藤委員。
- 佐藤委員 では、最後の質問なのですけれども、全くこれ、請願人が紹介なった以上、常識で考えれば、採決に加われればね、基本的には賛成というのは一般的なのですが、今回、鈴木毅委員は採決加われない中で、だから逆に聞きたいのですよ。

全くこれを、本当に請願の紹介議員になっていないという、中立的な、鈴木毅委員だったら、この問題はどうすべきだと思いますか。

- 関口委員長 手を挙げて、鈴木委員。
- 鈴木毅委員 僕は、これ、別に請願という形で請け負いましたけれども、あくまでもこの議員である以上、また、僕は一応調査士ですから、これ調査士法の何条だか忘れました、公平中立というの。これ原則なのです。

それで、これ裁判、弁護士と違って、頼まれたほうの味方するというのはね、あまり僕らできないのです。

あくまでも、公図に則って、それで境界を決めるということが趣旨です。

これは、多分、今説明しても、多分わからないと思いますけれども、僕は、これ多分ね、今執行部の方、宇賀神さんなんかわかると思うな。

僕はあくまでも公図で、それで、一応ここが妥当の境界というのを必ず出します。

多少のその前後というのはあるかもしれませんが、僕は中立公平で、やっていく考えていますので、ただ、これを例えば、片側にしろ、やるやらないにしろね、僕は行政にちょっと求めたいのは、これは、松島さんは長年こういう案件を抱えているわけではないですか。20年近くね、もっともっと前かな。

こういう場合は、もうちょっと行政としても、多少歩み寄るとか、相手が相続してないから、出てこないのだから、それなりに対応するとか、そういった多少その行政の中でその、柔軟な対応があっても、僕はいいいのではないかな。

というのは、それをしないと、最終的にその、これ、お互い両方の地権者にとっても、経済的損失って大きいのですよ。

境界が決まらないことイコール、皆さん、土地、あまり動かしたことないからわからないかもしれないですけども、土地を売買するにしろ、境界が決まらなると売れません。

銀行さんも、決まらなると今お金貸してくれないですから、そういったことで、総合的に鑑みますと、デメリットは大きいので、そこら辺、もうちょっと一歩行政も介入してもいいのかなと、思っております。

はい、以上です。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤委員。

○佐藤委員 最後に執行部にお伺いしたいのですけれども。

○関口委員長 それは後になります。この後に、まだある。

○佐藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○関口委員長 質問もないようですので、ここで鈴木委員の除斥を求めます。

(鈴木毅委員退席)

○関口委員長 それでは、引き続き、執行部へ質疑のある方は、順次発言を許します。

佐藤委員。

○佐藤委員 執行部にお伺いしたいのは、これ、先に言ってしまいますけれども、私はこの請願は、個人では否決の投票をしようとは思ってはいるのですが、お話を聞いていると、こういった問題というのは、市内に相当あるでしょうし、今までの経緯で、誰がどんな過失や落ち度や悪意があったとか、そこは問わずに、今後ただ、この問題が放置されると、いろいろやっぱりその相続であったりとか、経済活動の障害であったりとか、空き家問題だとか、そういった問題の解決の障害になるのではないかという点では、これから行政としても、議会としても、こういった問題があることを認識した上で、解決策を考えていかななくてはいけないのかなと思うのですが、執行部の考えを聞かせてください。

○関口委員長 藤野元宏建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野でございます。

こういった問題、これから相続であるとか、空き家とかで、支障になるのではないか、

そのためには執行部としての考えというようなことでよろしいでしょうか、

確かに、副委員長さんのおっしゃる課題というのは、今後、ますますいろいろ相続関係なんかは出てくるかと思えます。

かといひまして、長らく先ほどの、今回の件でございますけれども、苦勞されているから、もうちょっと行政で何とかならないかと、歩み寄りがというお話もありましたけれども、逆に公平公正でやるには、そこはやはり今回のケースでいいますと、片側協定はやってはいけないと、それで片側は解決できますけれども、相手方は、最北地の方には、新たな問題というものが発生しますので、そこについては、やはり行政としての公平公正性という立場で臨んでいきたいと思えますので、時間、それから経済的なものを確認しましても、筆界特定、あるいは訴訟というふうな方法はもう仕方ないことだというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。

ほかに、いる人、質疑ありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 私はこのケースに限っての執行部の判断を聞いているのではなくて、ただ、いみじくも、藤野課長、最初にこういった今後の問題ということはおっしゃったと思うので、もう1回確認したいのですけれども。

このケースにどうしろとは、答えは求めませんが、土地問題というものを今後、やっぱり行政としては、個別の民事のケースは、もちろん公平公正ですが、そういった問題が、ただ、あまりにも多いし、これから、問題考えると、行政としても考えていかななくてはならないという認識はありますかということをお願いします。

○関口委員長 藤野元宏建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

一般的ということでございますね。はい。

多くの問題がございますので、今の国等で示された解決方法がベストかということ、そうは必ずしも考えておりませんので、今後、そういった課題に対応できるような法制度を初め、いろいろな仕組みというのは、これから新たにつくったり、あるいは既存のもの改良というものが必要になってくるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 ありがとうございます。説明は終わりました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○関口委員長 ほかに質疑のある方は、よろしいでしょうか。

質疑はありませんか。

それでは、この請願についての取り扱いをいかがいたしますか。

ありませんか。

○佐藤委員 はい。

○関口委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第1号については、不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、不採択とすることに決しました。

それでは、鈴木委員の入場を許可します。

(鈴木毅委員入場)

- 関口委員長 次に、議案第41号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号))についてのうち、都市建設部関係予算を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

藤野建設監理課長。

- 藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野でございます。改めてよろしくをお願いいたします。

議案第41号専決処分の承認について「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)」中、都市建設部所管のものについて、ご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書」の7ページをお開きください。

15款1項3目 災害復旧費国庫負担金、右側説明欄の「道路橋りょう災害復旧事業費国庫負担金」586万4,000円の増額及び、次のページ、一番上になりますが、「河川災害復旧事業費国庫負担金」1,185万9,000円の増額につきましては、国庫負担金の額の確定により、それぞれ補正したものであります。

次の「都市計画施設災害復旧事業費国庫負担金」1億8,146万5,000円の減額につきましては、黒川緑地に係る国庫負担金の配分が令和2年度になったため、補正したものであります。

左の9ページをご覧ください。

15款の2項4目 土木費国庫補助金、右側説明欄の「都市公園整備事業費国庫補助金」500万円の減額につきましては、国庫補助金の額の確定により補正をしたものであります。

次に、11ページをお開きください。

17款2項1目 不動産売払収入、右側説明欄の「新鹿沼駅西土地区画整理保留地売払収入」278万3,000円の増額につきましては、保留地の売却契約成立により補正をしたものであります。

次に13ページをお開きください。

22款1項3目 土木債、右側説明欄の「道路整備事業債」800万円の減額、次の「道路長寿命化対策事業債」60万円の減額、「橋りょう長寿命化対策事業債」580万円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定により補正をしたものであります。

次の8目 災害復旧債、右側説明欄の「道路橋りょう災害復旧事業債」1,000万円の減額、それから「河川災害復旧事業債」1,300万円の減額につきましては、それぞれ国庫負担金の額の確定に伴い補正をしたものであります。

次の「都市計画施設災害復旧事業債」1億1,230万円の減額につきましては、国庫負担金の配分が令和2年度になったことに伴い補正したものであります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

23ページをお開きください。

8款1項1目 土木総務費、右側説明欄の「急傾斜地対策事業費」1,000万円の減額

につきましては、中粕尾の笠丸地区の工事が林務工事の治山事業になったことにより、県への負担金を補正するものであります。

次に、25 ページをお開きください。

4 項 2 目 土地区画整理事業費、右側説明欄の「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」8,849 万 2,000 円の減額につきましては、補償までに至らなかったために、工事請負費及び補償費をそれぞれ補正したものであります。

27 ページをお開きください。

11 款 2 項 3 目 都市計画災害復旧費、右側説明欄の「都市計画施設災害復旧事業費」2 億 8,000 万円の減額につきましては、黒川緑地などに係る事業の実施が令和 2 年度になったため、補正したものであります。

以上で、議案第 41 号 専決処分の承認について「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）」中、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 25 ページの新鹿沼駅西土地区画整理事業費、内容はわかりました。

ただ、やっぱりなかなか努力のかいもなく、ちょっと進まなかったという認識なのですが、それはやむを得ないことなのだと思うのです、相手があつてのことなので。

ただ、さりとて、やっぱり長く続いている事業なので、この採決に先立っては、もう少しこの西事業の、ちょっと今時点で、説明できる範囲で、ちょっと状況を聞かせていただけないか。

○関口委員長 福田哲也土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田でございます。よろしくお願いたします。

新鹿沼駅西土地区画整理事業で今回 8,800 万何がしの減額したことで、状況ということでよろしい。

○佐藤委員 はい。

○福田土木課長 実は、大きく 2 名の方が合意に至っていないという状況で、私どものほうもお宅に訪問を繰り返す中では、会っていただけないということで、やむを得ず、今年に限ってはコロナの話もありましたので、文書で交渉の依頼をしたところなのですが、文書で出しても、電話で強力に拒否されるというような状態で、会話することが今難しい状態でございます。

ちょっと根気よく、文書なり、電話なりで、直接まだ会うまでにはなかなか、相手も、自宅に行くと警察を呼ばれたりとかという状態になりますので、非常に難しい状況なのですが、事業も押し迫っておりますので、何とかお話できるような状態になるように努力しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。2 件で、8,000 万円で、何年か前から、もうちょっとでというのは聞いていたので、多分、僕はあえてどこの誰って知らないし、聞かないのですよ、そのほうがいいと思っているので。

それで、本当に、気の毒ですよ。行ったら今度は警察呼ばれる、ひどくないですか。

とても、執行部も気の毒だと思うのですけれども、これちょっと聞きたいのですけれども、これ当然終わらないと、区画整理のあの事務所だって、ずっとあるではないですか。

そうすると、これ別に皆さん責めているわけではないのですけれども、当然そこに施設なり、人員配置しなくてはならないので、延びれば延びるだけ、その、あとたった2件なのというので、人件費とか、そのいろんな事務コストはかさんでいきますよね。

そういう認識でいいですかって、残念なのですけれども、はい。

○関口委員長 説明を求めます。福田哲也土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田でございます。

当然終わらなければ、事業が延びていくという形なのですけれども、今現在、県のほうとも協議いたしまして、どうやって収束させるかということで、調整中でございます。

方向とすると、一番強行なのは区画整理の場合、直接施工ということが出来ますので、強制的に今の家屋を寄せたり、壊したりというの、とれなくはないです。

ただ、行政といたしましても、現在住んでいるところを強制的に退去させて壊すというのは、なかなかハードルが高いものですから、計画の変更等々できないかということで、ただ、検討しているのですけれども、当事者の方と何の協議もなしに、いきなり計画変更というの難しい部分もあって、とりあえずは接触すると、接触して、こちらからなるべく移転等々の手間がかからない方法でどうでしょうかという、まず提案をさせていただきたいという段階でございますので、ずるずるこのまま何年もいこうということではなくて、何か収束させる手段を、今整理して、それでアプローチしようとしているところでございます。

以上で説明を終わります。

すみません。

○関口委員長 福田哲也土木課長。

○福田土木課長 すみません。土木課長の福田です。

ちょっと説明が足りなかったのですが、駅西事務所の件なのですけれども、現在、駅西事務所には、区画整理の職員はいません。それで、本庁のほうに引き上げておまして、ただ、事務所は維持課のほうの作業班のほうで、詰所というか、それで使用しておりますけれども、一応、地元との会議等では使用できるような形で残して、一部維持課の作業班で使って、それで、職員そのものは、新館の4階のほうに引き上げておりますので、そちら辺の経費のほうは節約してございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

それなら、何か、最初、もうたった2人の方で止まってしまっていて、無為に、あの事務所に6人も7人も、前いたので、片側こうね、アイドリングになってしまっているのだったら、えらい損失だなと思ったので、そうではないというのを聞いて、だったらもうぶん投げておけばいいのではないかなと思ってしまうのですけれども、それは冗談で、まあよかったのですけれども。

1個だけ聞きたいのですけれども、今、その交渉に行くと、警察呼ばれてしまうという話ですけれども、これ、関係あるのですよ、ちゃんと。

お聞きしたいのですけれども、それ、あれなのですか。本人が「来ないでくれ」と言って、来てしまったからといって、警察から接近禁止命令とか、でも、そういう公的な責務の場合は、そういったものは除外になるとか、それちょっと知りたいのですよ。交渉にも行けなくなってしまうのですか。ストーカー規制法違反とかになってしまって、それを教えてください。

○関口委員長 福田哲也土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田でございます。

警察を呼ばれますけれども、警察官に市の職員が強制的に退去させられてはいません。

警察官も当然行って、経過とかを聞いて、それで、市のほうとすると、こういう事業をやって、交渉がしたいのだということ。

それで、行くときには、前もって連絡して、すると行けない、「来るな」という話になります。

それで、行くときには当然、いる時間帯をねらって、行くわけなのですけれども、そうすると、今度逆上してしまう、警察を呼ぶとか、大声で騒ぐとか、家の中に入って出てこないとかということになるので、なかなか、どうやって接触するか難しいところなのですけれども、ただ、心配されているように、警察官に市の職員が強制的に退去させられるということではございません。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 市の説明は終わりました。佐藤委員。

○佐藤委員 では、最後にこれ聞きたいのですけれども、本当に、僕、その2件の方が、どこで誰って、全く知らないのですよ。それで、それ聞きたくもないのですよ。

なのですけれども、もし、その2件の方との交渉がずっと平行線のままだと、人件費のコストというのは、心配はなくなったのですけれども、この駅西事業が終わらないというのは、確かに残念ですけれども、何か今の状況で致命的な、もうここがどいてくれないから、ここの道路が抜けないとか、何か物すごい大きな、進まないことによる大きなデメリットね、些細なことはあえて聞きません。

それを、あまり詳しく言ってしまうと、どこってわかってしまうから、差し支えない範囲で、今どんな問題が、なかったら逆にいいのですよ。先ほども言ったように、残念ながら平行線のまま、放置プレイもありかなと思ってしまったりしますので、この2件の方が交渉に至らないことで、今、どんな事業の、鹿沼市民全体にまで及ぼす、全域として、どんな不都合があるのかというのだけを、それだけ最後聞かせてください。以上です。

○関口委員長 福田哲也土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田でございます。

正直申しまして、市全域にわたる不都合とか、不利益というのは、私はないと思います。

というのは、大きな、例えば、開通していますけれども、駅西通りのど真ん中に物件があるとか、そういうものでもないですし、公園が使えないとか、そういうのもないので、区域外の市民に大きな影響というのはないですが、事業が終わらないと、今現在、仮換地という状態なのですね。

そうすると、物を建てるにも、売り買いするにも、やっぱりダイレクトにはできなくて、区画整理法上の申請だなんなりというのが必要になってきて、すぐにどうのこうの、一般的な財産の動かしと一緒にはないので、その辺、中に住んでいる方の不具合は、当然でございます。

その部分もあるので、市のほうとすると、何とか収束したいけれども、収束するにしても、計画変更するにしても、地域除外とか、いろいろ手法はあるとは思いますが、ただ、そこに至るためには、実績として、どれだけ努力したけれども、だめだったとかという、実績の積み上げがないと、事業認定の変更とか、県へ今の説明するにおいても、なかなか難しい部分もあるので、その今のところ実績づくりというのも一つの目的にはなっております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。

ほかにどうです、鈴木委員。

○鈴木毅委員 ちょっと、僕もちょっと教えてもらいたいのですけれども、その2件の、2件を除外して、本換地処分というのはできないのですか。

○関口委員長 福田哲也土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田でございます。

2件除外して、事業収束させろというお話ですよ。

実は、去年、それは県のほうと協議しまして、一応だめだということで、ほかの手法を考えてくれということで、返事いただいておりますので、今、ほかの手法を、今考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 よろしいですか。

ほかに質疑がある人は。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 41 号中、都市建設部関係予算については、原案どおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号中、都市建設部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 53 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 3 号) についてのうち、都市建設部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

議案第 53 号 「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 3 号)」中、都市建設部所管のものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和 2 年度補正予算に関する説明書」の 3 ページをお開きください。

14 款 1 項 3 目 災害復旧費国庫負担金、右側説明欄の、「都市計画施設災害復旧事業

費国庫負担金」1億1,577万4,000円につきましては、令和元年東日本台風により被災し、令和2年度に配分となった黒川緑地に係る国庫負担金を増額補正するものであります。

次に、21款1項8目 災害復旧債、右側説明欄の、「都市計画施設災害復旧事業債」1億6,420万円につきましては、国庫負担金の対象となる復旧事業の市債を増額補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

11款2項3目 都市計画災害復旧費、右側説明欄の「都市計画施設災害復旧事業費」2億8,000万円につきましては、令和元年東日本台風により被災し、令和2年度に災害復旧事業に着手する黒川緑地などの災害復旧工事費を増額補正するものであります。

以上で、議案第53号「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）」中、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。

質疑のある方は、順次発言を許します。

質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第53号中、都市建設部関係予算については、原案どおり可とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号中、都市建設部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第57号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

議案第57号「市道路線の廃止について」ご説明いたします。

今回廃止する路線は、1路線であります。

関係資料にあります市道路線の廃止図をご覧をいただきたいと思います。

これは、道路形態がなくなったことにより、中粕尾地内の市道「カ761号線」を廃止するものであります。

以上で、議案第57号「市道路線の廃止について」の説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第57号については、原案どおり可とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第58号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。奈良建築指導課長。

○奈良建築指導課長 建築指導課長の奈良です。よろしくお願いいたします。

議案第 58 号 「鹿沼市手数料条例の一部改正」についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、デジタル手続法の一部改正により、令和 2 年 5 月 24 日をもって、マイナンバー通知カードが廃止になったことにより、個人番号手数料の一部を削除するものです。

次に、令和元年 11 月 16 日に施行されました、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正」に伴い、簡易な評価方法を用いる場合における建築物エネルギー消費性能の認定手数料の新設等を行うためのものであります。

改正の内容につきましては、共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法に対応した手数料の算定方法になること。

建築物エネルギー消費性能の認定手数料のうち、一戸建て住宅及び共同住宅の評価方法手数料額を追加すること。

低炭素建築物新築計画の認定手数料のうち、住宅以外の部分の評価方法を「モデル建物法」、「標準入力法」、「主要室入力法」に改め、手数料を追加するものです。

手数料の額につきましては、県内の特定行政庁において、認定審査内容が同じであり、県内統一の価格設定が望ましいとされていることから、栃木県の手数料と同額といたしました。

以上で議案第 58 号 「鹿沼市手数料条例の一部改正」についての説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、発言を順次許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 58 号については、原案どおり可とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました都市建設部関係の案件の審査は、全て終了いたしました。

10 分間の休憩後に、水道部関係の審査を行います。

(午前 11 時 20 分)

○関口委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11 時 30 分)

○関口委員長 暑くなりましたら、どうぞ上着を脱いでいただいても結構でございます。

はじめに、認定第 1 号 令和元年度鹿沼市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部から決算の概要説明をお願いいたします。塩澤水道業務課長。

○塩澤水道業務課長 水道業務課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

認定第 1 号 「令和元年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について」ご説明いたします。

先にお配りしてあります「令和元年度鹿沼市水道事業会計決算書」の 1 ページをお開

きください。

はじめに、1の令和元年度鹿沼市水道事業会計決算報告書について、ご説明いたします。

まず、(1)収益的収入及び支出についてであります。収入合計につきましては、第1款、水道事業収益の決算額の欄に記載のとおり、15億6,556万7,326円です。

主なものは、第1項の営業収益の決算額14億195万8,631円で、そのうち水道料金が13億7,079万7,524円です。

支出合計につきましては、第1款、水道事業費用の決算額の欄に記載のとおり、13億4,886万9,376円です。

主なものは、第1項、営業費用の決算額12億5,813万1,486円で建物及び配水管等の事業資産の減価償却費、浄水場巡視点検や水道料金等賦課徴収業務などの委託料、浄水場の動力費などです。

次に、2ページをご覧ください。

(2)資本的収入及び支出について、ご説明いたします。

まず、収入合計につきましては、第1款、資本的収入の決算額の欄に記載のとおり、5億2,531万5,798円です。

主なものは、配水管新設事業、重要給水施設配水管事業などに対する企業債、補助金、水道加入金などの負担金です。

次に、支出合計につきましては、第1款、資本的支出の決算額の欄に記載のとおり12億2,110万9,807円です。

主なものは、第1項、建設改良費の決算額9億2,294万9,500円で、配水設備の拡張及び改良の工事請負費などです。

なお、一番下の表の欄外に記載があります。資本的収入が資本的支出に不足する額、6億9,579万4,009円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額7,048万9,998円、当年度分損益勘定留保資金4億9,584万9,070円及び建設改良積立金1億2,945万4,941円で補填いたしました。

続きまして、3ページをお開きください。

2の財務諸表、(1)令和元年度鹿沼市水道事業会計損益計算書につきましては、下から4行目に記載のとおり、当年度純利益が1億4,547万6,930円、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額が、1億2,945万4,941円となり、この結果、一番下の当年度未処分利益剰余金は、2億7,493万1,871円となりました。

次に、12ページをお開きください。

1の令和元年度鹿沼市水道事業報告書であります。水道事業の主な施策の成果につきましては、(1)の概況の①総括事項のア、建設改良事業に記載のとおり、拡張工事として5,355.4メートルを新設し、改良工事では、出水不良管布設替等で4,571.6メートルの更新を行い、配水の適正化に努めました。

また、クリプトスポリジウム対策といたしまして、第3浄水場に紫外線処理装置を設置するため、紫外線処理施設棟を建設いたしました。

次に、イの業務状況につきましては、給水人口が、昨年度に比べ、438人の減の8万7,980人、年間総配水量は、1,062万500立方メートルで、有収水量は819万9,709立

方メートル、有収率につきましては、77.2%で、対前年度比 2.3 ポイントの減となりました。

以上で、令和元年度水道事業の決算概要についての説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 水道料金の滞納で、債権放棄をしてしまったときというのは、この諸表のどこに計上するのかな。29 ページの貸倒損失なのかなと、何か、でも、23 万 3,000 円って、なんか、もっとすごく放棄していると思ったので、ちょっとこれを、どこでどう処理しているのかと。

ちなみに、令和元年度の放棄した額もわかれば知りたいのですけれども、額とその諸表上のどこで損失計上しているのか、ちょっと事務的なこと、教えてください。

○関口委員長 ご説明を求めます。塩澤昌宏水道業務課長。

○塩澤水道業務課長 水道業務課長の塩澤です。

ただいまの質問のうち、まず、不能欠損の金額でございます。

金額につきましては、181 万 9,948 円になります。

それで、決算処理している欄につきましては、7 ページのですね。

○佐藤委員 7 ページ、はい。

○塩澤水道業務課長 貸倒引当金のほうで調整しております。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤委員。

○佐藤委員 引き当てしておいたやつを崩したり、また、さらに引き当てて積んだりというので、この、要は合計して 180 と 140 のずれというのがあるという認識でいいのですか。

○関口委員長 説明を求めます。塩澤昌宏水道業務課長。

○塩澤水道業務課長 平成 30 年度の貸倒引当金で落としまして、それで、その差額とかにつきまして、元年のほうで調整しているという形になります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 ありがとうございました。

○関口委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○関口委員長 そのほかに質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

認定第 1 号については、認定を可とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号については、認定を可とすることに決しました。

次に、議案第 52 号 令和元年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。塩澤水道業務課長。

○塩澤水道業務課長 水道業務課長の塩澤です。よろしくお願いたします。

お手元の議案説明書の 4 枚目をご覧ください。この緑の。

議案第 52 号 「令和元年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」  
ご説明いたします。

令和元年度決算におきまして、当年度未処分利益剰余金は、2億7,493万1,871円となりました。

この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容は、5,000 万円を減債積立金に、5,000 万円を利益積立金に、4,547 万 6,930 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、1 億 2,945 万 4,941 円を資本金に組入れるものであります。

以上で、議案第 52 号 「令和元年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 52 号については、原案どおり可とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

ご苦労様でした。

(午前 1 1 時 4 7 分)